

(取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務)

第三条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置を講ずること。

二 当該取引デジタルプラットフォームにより提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に関し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情の調査その他の当該表示の適正を確保するために必要と認める措置を講ずること。

三 当該取引デジタルプラットフォームを利用する販売業者等に対し、必要に応じて、その所在に関する情報その他の販売業者等の特定に資する情報の提供を求めること。

2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、内閣府令で定めるところにより、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用する消費者に対し、前項の規定に基づき当該取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要及び実施の状況その他の内閣府令で定める事項を開示するものとする。

3 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行う前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請)

第四条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームにより提供される場における商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による当該商品若しくは当該特定権利の販売又は当該役務の提供に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとることを要請することができる。

一 商品の安全性の判断に資する事項その他の商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項として内閣府令で定めるものについて、著しく事実と相違する表示であると認められること、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させる表示であると認められること。

二 前号の表示をした販売業者等が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により、同号の表示をした販売業者等によつて当該表示が是正されることを期待することができないこと。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(販売業者等情報の開示請求)

第五条 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者は、当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権(金銭の支払を目的とし、かつ、その額が内閣府令で定める額を超えるものに限る。)を行使するために、当該販売業者等の氏名又は名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの(以下この項及び次項において「販売業者等情報」という)の確

認を必要とする場合に限り、当該取引デジタルプラットフォーム提供者が提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該取引デジタルプラットフォーム提供者が保有する当該販売業者等に係る販売業者等情報の開示を請求することができる。ただし、当該消費者が、当該販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で当該請求を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定による請求をする消費者は、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出し、又は提供しなければならない。

一 当該請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由

二 当該請求の対象となる販売業者等情報の項目

三 開示を受けた販売業者等情報を前項ただし書に規定する不正の目的のために利用しないことを誓約する旨

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による請求が同項本文の要件に該当し、かつ、同項ただし書に規定する不正の目的によるものでないと思料するときは、当該請求に係る販売業者等と連絡することができない場合を除き、開示するかどうかについて当該販売業者等の意見を聴かなければならない。

(官民協議会)

第六条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、内閣総理大臣、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体及び消費者団体により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という)を組織するものとする。

2 官民協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の官民協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

(官民協議会の事務等)

第七条 官民協議会は、前条第一項の目的を達成するため、必要な情報を交換し、及び取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議を行うとともに、内閣総理大臣に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に関し意見を述べるとする。

2 官民協議会の構成員(次項において単に「構成員」という)は、前項の協議の結果に基づき、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のために必要な取組を行うものとする。

3 官民協議会は、第一項の規定による情報の交換及び協議を行い、若しくは同項の意見を述べたため必要があると認めるとき、又は構成員が行う取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 官民協議会の庶務は、消費者庁において処理する。

(秘密保持義務)

第八条 官民協議会の事務に従事する者又は官民協議会の事務に従事していた者は、官民協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(官民協議会の定める事項)

第九条 前三条に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、官民協議会が定める。

(内閣総理大臣に対する申出)
第十条 何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(権限の委任)

第十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限(第三条第三項及び第四項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定によるものを除く)を消費者庁長官に委任する。

(内閣府令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十三条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和三年法律第三十二号)の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者(同法第二十条第三項に規定するものをいう)の利益の保護に関すること。

内閣総理大臣 菅 義偉

政

令

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五百十二号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年五月二十日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

国土交通大臣 赤羽 一嘉

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五百十三号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十号)の施行に伴い、並びに災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十二条第十項、第九十五条及び第二百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第一条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十六人」を「二十七人」に改める。

第四十二条中「ついでには、」の下に「特定災害対策本部長の指示又は」を加える。

第四十三条第一項第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第二項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十七人」を「二十八人」に改める。

附則第三項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十八人」を「二十九人」に改める。

附則第四項中「二十六人」を「二十七人」に、「二十九人」を「三十人」に改める。

附則第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(災害救助法施行令の一部改正)

第二条 災害救助法施行令(昭和二十二政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条」を「第一条第一項」に改める。

第十七条(見出しを含む)中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第三条 原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表上欄及び中欄中「避難指示等」を「避難指示」に、「制限指示等」を「制限指示」に改め、同表備考第一号中「避難指示等」を「避難指示」に改め、「勧告又は」を削り、同表備考第三号中「避難指示等」を「避難指示」に、「制限指示等」を「制限指示」に改め、同表備考第四号中「制限指示等」を「制限指示」に改め、「勧告又は」を削る。